

笠松町
第5次総合計画
(基本計画)

平成23年1月

【目次】

基本方向1	いのち輝くやさしいまち	1
政策1	ひとにやさしく、元気に暮らせるまち	1
	(1) 地域福祉の推進	1
	(2) 健康づくりの推進	3
政策2	高齢者や障がいのある人が安心して暮らし続けられるまち	5
	(1) 高齢者福祉の推進	5
	(2) 障がいのある人の福祉の推進	7
政策3	みんなで子どもを見守り、育てるまち	9
	(1) 子育て支援の推進	9
政策4	一人ひとりを大切にするまち	11
	(1) 人権尊重社会の実現	11
基本方向2	生涯にわたって楽しく学べるまち	13
政策1	まちの未来を担う子ども・若者をはぐくむまち	13
	(1) 幼児教育・学校教育の充実	13
	(2) 青少年の健全育成	15
政策2	誰もがいつでも、いつまでも学び、活躍できるまち	17
	(1) 生涯学習の充実	17
	(2) スポーツ活動の推進	19
政策3	まちの歴史を次代につなぐまち	21
	(1) 歴史・文化の継承と活用	21
基本方向3	人がつどう活力あふれるまち	23
政策1	多様な産業が活力を生み出すまち	23
	(1) 地域特性を活かした農業の推進	23
	(2) 商工業の振興	25
	(3) 観光・イベントの推進	27
政策2	みんながいきいきと地域づくりに取り組むまち	29
	(1) コミュニティ活動の充実	29
	(2) 活発なまちづくり活動の推進	31

基本方向4	便利で快適な住みよいまち.....	33
政策1	暮らしやすく機能的な都市基盤をつくるまち.....	33
(1)	計画的な土地利用の推進.....	33
(2)	便利で快適な道路網の整備.....	35
(3)	公共交通体系の充実.....	37
政策2	快適でいつまでも住みたいまち.....	39
(1)	良好な住環境の創出.....	39
(2)	清潔で快適な環境の整備.....	41
政策3	未来の環境を守るまち.....	43
(1)	循環型社会の構築.....	43
基本方向5	安全で安心して暮らせるまち.....	45
政策1	いざという時にも安心できるまち.....	45
(1)	防災対策の推進.....	45
(2)	消防・救急体制の充実.....	47
政策2	地域みんなで安全・安心な環境をつくるまち.....	49
(1)	防犯体制の強化.....	49
(2)	交通安全対策の推進.....	51
基本方向6	共に築き上げる協働と信頼のまち.....	53
政策1	住民と行政が力を合わせるまち.....	53
(1)	住民参加によるまちづくりの推進.....	53
(2)	気配り行政の推進.....	55
政策2	広い視野を持って行財政運営に取り組むまち.....	57
(1)	効果的な行政運営の推進.....	57
(2)	健全な財政運営の推進.....	59
(3)	広域行政への対応.....	61

基本方向1 いのち輝くやさしいまち

政策1 ひとにやさしく、元気に暮らせるまち

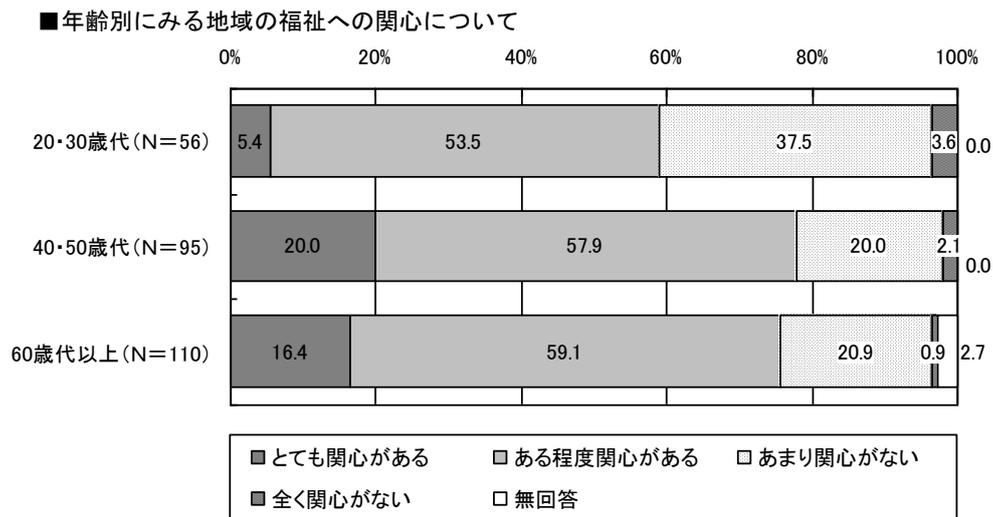
(1)地域福祉の推進

現状と課題

少子高齢化の進行、核家族化の進展、ライフスタイルの多様化などにもとない、住民同士のつながりが希薄になり、家庭や地域における相互扶助機能は低下し、行政に対する福祉ニーズは多様化しています。また、社会経済情勢の変化も相まって、ひきこもりや虐待、自殺、孤独死など、新たな社会問題が大きな課題となっています。

本町では、民生委員・児童委員の活動をはじめ、社会福祉協議会との連携による地域における身近な福祉活動を進めてきました。

今後、すべての住民が安心して暮らせるよう、みんなで支え合い・助け合い、多様化する福祉ニーズに対応する住民協働の仕組みづくりが求められています。



資料：「羽島郡の地域福祉計画策定に関するアンケート」（平成 19 年）

基本方針

すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、家庭・地域・関係機関の協働と連携により、自立を目的とした地域福祉を推進します。

主な取り組み

①地域福祉活動の担い手の育成

- 地域福祉に関する意識啓発
- 住民活動に関する学習機会の提供
- ボランティア活動の促進
- 地域福祉活動団体の育成・支援

②見守りと支え合いの地域づくり

- 小地域におけるネットワークの構築
- 地域における見守り・交流活動の促進
- 福祉サービス情報拠点の整備
- 災害時における要援護者支援体制の構築
- 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

③自立を支援する環境の整備

- 福祉サービスに関する情報の提供
- 成年後見制度¹の活用促進
- バリアフリー・ユニバーサルデザイン²化の推進

【住民・地域などに期待されること】

- 自主運営活動の立ち上げ・拡大
- 地域活動に対する積極的な参加・協力

【関連計画】

「笠松町地域福祉計画」（平成21年～25年度）

「災害時要援護者³支援計画」

¹ 成年後見制度

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合それを取り消すことができるようにしたりするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。

² ユニバーサルデザイン

ある特定の人のためだけのデザインではなく、誰もが利用しやすいように取り入れられたデザインや考え方のこと。

³ 災害時要援護者

高齢者や障がいのある人、子どもや妊産婦、言葉のわからない外国人など、災害時に何らかの手助けが必要な人のこと。

基本方向1 いのち輝くやさしいまち

政策1 ひとにやさしく、元気に暮らせるまち

(2)健康づくりの推進

現状と課題

わが国は、生活環境の改善や医療の進歩などにより、世界有数の長寿国となりましたが、充実した人生を送るためには、心身ともに健やかに過ごせるよう健康寿命⁴を延ばすことが大切です。

本町では、母子保健事業、予防接種事業、健康増進事業、介護予防事業などのなかで、子ども、成人、高齢者とすべての住民に対し、各種健（検）診や健康相談・健康教育の実施を図り、疾病の早期発見や早期治療、また疾病の予防など、健康の保持・増進に努めています。

今後、高齢化の進行や、ライフスタイルの変化による、食生活・運動習慣・ストレスなどに起因する生活習慣病⁵や、心の問題への取り組みの充実が求められています。



基本方針

すべての住民が、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと暮らせる社会の実現をめざして、健（検）診による早期発見、治療にとどまることなく、身体と心の疾病の発病を予防する「一次予防」に重点をおいた取り組みを行います。さらに、関係機関・団体と連携し、住民が主体的に健康づくりに取り組める環境を整備し、住民の予防意識を高め、いつまでも健康に暮らせるよう健康寿命の延伸を支援します。

⁴ 健康寿命

平均寿命のうち、寝たきりや認知症などをはじめとする介護状態の期間を差し引いた、健康で活動的に暮らせる期間のこと。

⁵ 生活習慣病

食生活・運動習慣・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患の総称。

主な取り組み

①健康づくりに取り組む環境の整備

- 健康相談・健康教育の充実
- 各年齢に応じた健（検）診の実施
- 健診結果に基づいた事後指導体制の拡充
- 感染症予防対策の推進

②生涯を通じた健康づくり

- 健康づくりに関する活動団体の育成・支援
- 健康づくりの場や機会等の環境整備の充実
- 心の健康づくりの推進
- 食育⁶の推進
- かかりつけ医づくりの促進

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
健康相談の回数および参加者数	79回 459人	80回 800人	80回 850人
健康教育の回数および参加者数	28回 457人	30回 490人	35回 570人
特定健診受診率	36.1%	65.0%	75.0%
各がん検診受診率	33.2%	50.0%	50.0%

【住民・地域などに期待されること】

- 生活習慣病などの予防に向けた自発的な健康づくり
- 健康相談・教育の場や健（検）診への積極的な参加

⁶ 食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。食育基本法では、生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものと位置づけられている。

基本方向1 いのち輝くやさしいまち

政策2 高齢者や障がいのある人が安心して暮らし続けられるまち

(1) 高齢者福祉の推進

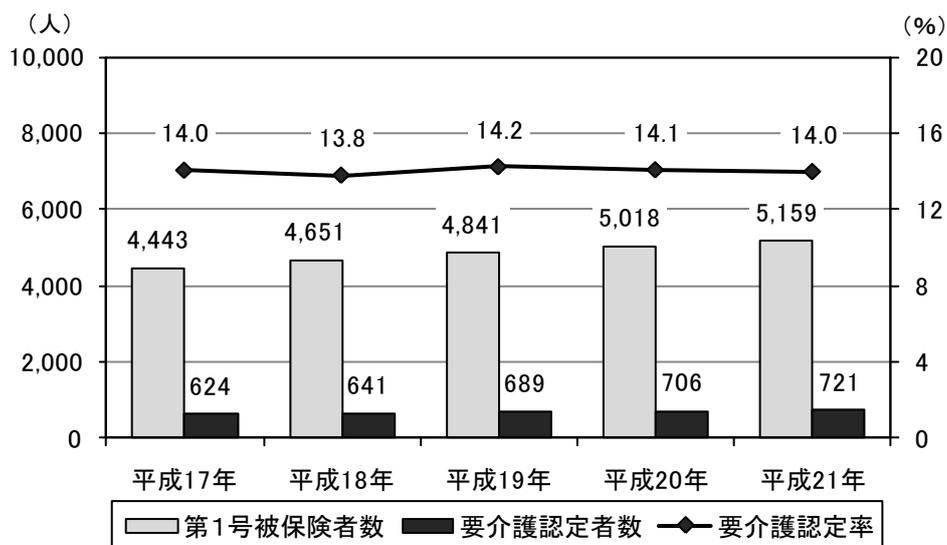
現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で尊重され、生きがいを持って元気に暮らし、介護や支援が必要になった場合でも、その人にふさわしい自立した生活が継続できる地域社会の実現が必要となっています。

本町では、年々高齢者人口が増加するなか、介護予防を重視した高齢者への支援施策を展開してきました。しかしながら、高齢化の進行にともない、認知症高齢者や高齢者の一人暮らし世帯が増加し、さらには、介護者自身の高齢化が進むなど、さまざまな課題がみられます。

今後は、高齢者の健康保持から支援までのニーズに応じた各種高齢者福祉施策が求められています。

■要介護認定者数と認定率の推移



基本方針

高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支え合いながら、住み慣れた地域で健康でいきいきと、安心して暮らせる体制を構築します。

主な取り組み

①高齢者の生きがいづくり

- ボランティアや学習活動等への参加促進
- 老人クラブ等の活動団体への活動支援
- 高齢者が相互に助け合うシルバーボランティア組織の育成

②高齢者の生活を支える支援体制の整備

- 地域包括支援センター⁷を中心とした地域包括ケア体制の整備
- サービス事業者との連携強化
- 高齢者福祉サービスの提供
- 高齢者に関する相談や情報提供

③介護保険の適正な運営

- 介護保険やサービスに関する情報提供
- 介護予防事業の推進
- 介護保険事業計画に基づいた適切なサービス提供体制の整備
- 質の高いサービス提供に向けた支援

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
要介護認定者の割合	14.0%	14.0%	14.0%
認知症サポーター ⁸ 養成講座受講者数(累計)	85人	425人	800人

【住民・地域などに期待されること】

- 地域全体での高齢者の見守りや介護予防
- 高齢にともなう心身の変化や認知症などに対する理解

【関連計画】

「笠松町老人福祉計画・第4次介護保険事業計画」（平成21年度～23年度）

⁷ 地域包括支援センター

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的、継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止や早期発見および権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。

⁸ 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症を正しく理解した上で、認知症の人や家族をあたたく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人のこと。

基本方向1 いのち輝くやさしいまち

政策2 高齢者や障がいのある人が安心して暮らし続けられるまち

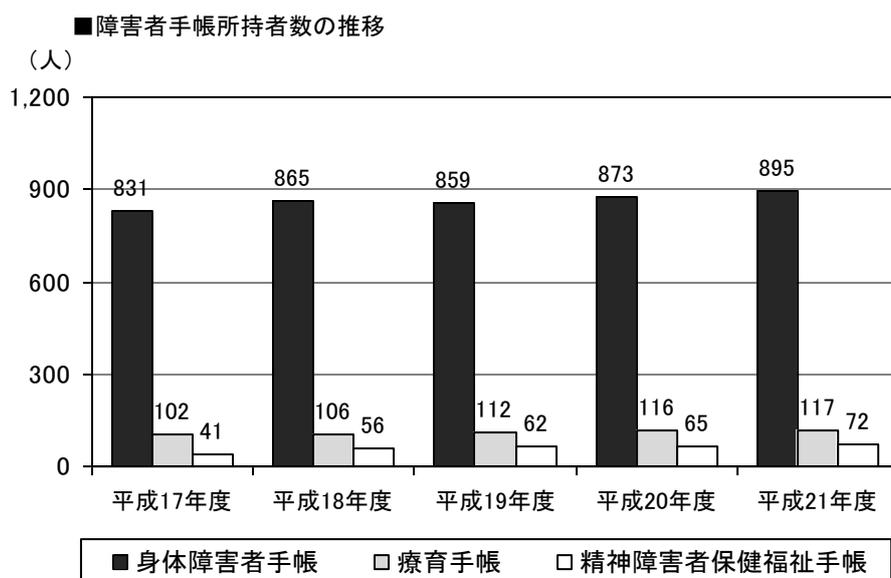
(2)障がいのある人の福祉の推進

現状と課題

障がいのある人が、住み慣れた地域で暮らすためには、住民一人ひとりの障がいに対する理解を深めることが大切であり、お互いの個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が求められています。

本町では、障がいのある人が住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らすことができるよう支援体制の整備を図ってきました。

今後は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加や、発達障がい⁹、高次脳機能障がい¹⁰などで日常生活に支障のある人々の相談に対応するための体制整備の充実が課題となっています。さらには、ライフステージに応じた切れ目のないきめ細やかな支援を行うことが求められています。



基本方針

障がいの有無に限らず、誰もが自分の個性を発揮し、安心して地域で暮らしていけるよう、障がい者福祉施策を推進します。

⁹ 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

¹⁰ 高次脳機能障がい

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けることで起きる、記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。

主な取り組み

①障がいの有無に関わりなく安心して暮せる環境づくり

- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- 障がいの早期発見・早期療育の推進

②障がいのある人の生活を支援するサービスの充実

- 障がいのある人に対する相談・支援体制の整備
- 障がい特性に応じたサービス利用への支援
- 自立した生活に向けた生活支援サービスの提供

③障がいのある人の社会参加の促進

- 障がいのある人の雇用の推進
- 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 障がい者団体への活動支援

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
障がい福祉サービス（在宅・施設）利用者数	84人	126人	168人

【住民・地域などに期待されること】

- 障がいや障がいのある人への理解
- 地域でともに生活するための意識・環境づくり

【関連計画】

- 「第2次羽島郡障がい者計画」（平成23年度～32年度）
- 「第2期羽島郡障がい福祉計画」（平成21年度～23年度）

基本方向1 いのち輝くやさしいまち

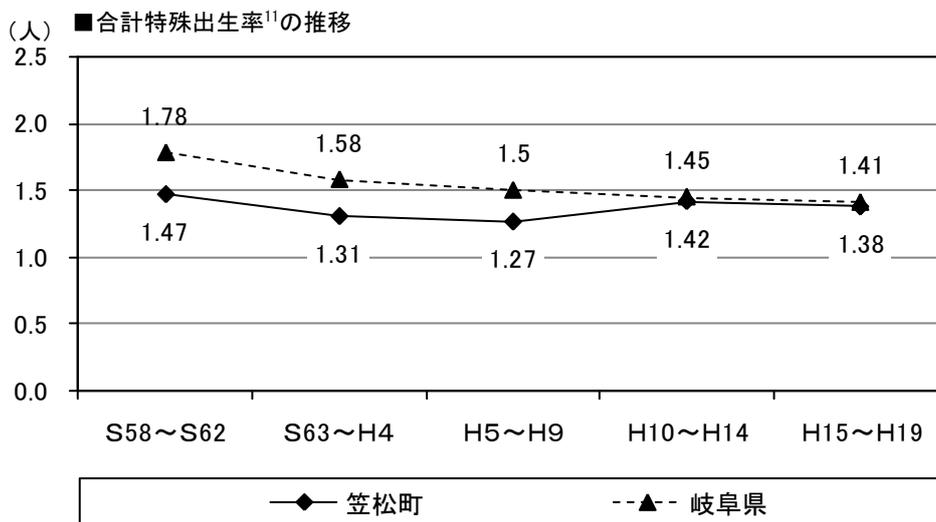
政策3 みんなで子どもを見守り、育てるまち

(1)子育て支援の推進

現状と課題

核家族化の進展、共働き家庭の増加やさまざまな就業形態などにより、子育て支援のニーズは多様化し、子育て支援のさらなる充実が求められています。また、地域とのつながりも希薄になり、子育てに対する不安、子どもや家庭をめぐる問題は複雑化しています。

子育て支援は、児童福祉や母子保健の分野にとどまるものではなく、町全体で取り組む必要があります。本町においても、人口に占める年少人口の割合は今後緩やかに減少していく傾向にあり、次代を担う子どもたちすべてが健やかに生まれ、育っていけるよう子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図るなど、子どもの健全育成に向けた環境づくりを推進する必要があります。



資料：岐阜県「岐阜県統計書」

基本方針

健やかな育児環境、温かい地域社会を住民協働で築き、社会全体の支援のなかで、子どもが健やかに成長し、また子どもを生み育てやすい子育て支援を推進します。

また、効率的な保育サービスやきめ細やかな児童対策を推進し、保健・福祉・教育・医療など総合的に支援体制の充実を進めていきます。

子育て支援センターを拠点とした子育て相談・児童相談や福祉健康センターを拠点とした各種健康診査・相談など、子どもの健康管理体制も含め、子どもの健全育成を推進していきます。

¹¹ 合計特殊出生率

人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つ。その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当する。値が2.08を下回ると、新旧世代の1対1の再生産ができなくなり、人口が減少に転じると言われている。

主な取り組み

①子どもや母親の健康の確保・増進

- 母子保健事業の推進
- 学校保健との連携による一貫した健康管理体制の推進
- 医療費助成の継続的な実施

②保育・子育て支援サービスの充実

- 子育てに関する相談・支援の充実
- 各種保育サービスの充実
- 放課後児童クラブの充実

③地域における子育て支援の充実

- 子育て支援センターの機能充実
- 子どもや保護者の交流の場づくり
- 地域における子育て支援機能の強化

④支援が必要な子育て家庭への支援の充実

- ひとり親家庭への支援の充実
- 児童虐待等の防止と早期発見・早期対応
- 障がいのある子どもへの相談・支援の充実

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
子育て支援講座参加者数	1,024人	1,200人	1,400人

【住民・地域などに期待されること】

- 地域住民の参加による子育て支援サービスの促進
- 地域に根ざした柔軟できめ細かい子育て支援の推進

【関連計画】

「笠松町次世代育成支援地域行動計画 後期計画」（平成22年度～26年度）

基本方向1 いのち輝くやさしいまち

政策4 一人ひとりを大切にするまち

(1)人権尊重社会の実現

現状と課題

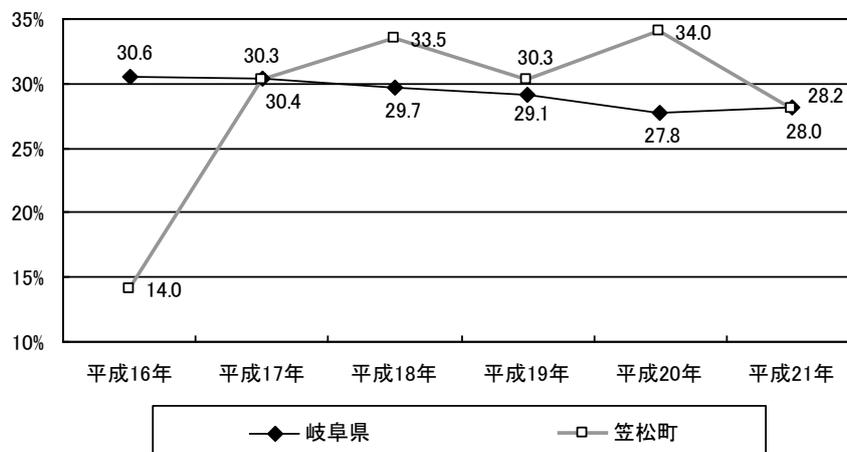
急速に変化する社会状況のなかで、命の大切さ、人との共生などを社会全体で捉えなおし、一人ひとりを大切に感じる心や豊かな感性を高め、人権尊重の意識を根づかせることが重要になっています。

本町では、平成19年12月に「道徳のまちづくり条例」を制定し、住民一人ひとりが道徳への認識を高め、人と人とのつながりをつくり、自ら社会づくりに参加し、自分も他人も尊重する道徳的風土を高める取り組みを進めてきました。

今後、まちづくりのあらゆる場面で、道徳的風土が感じられるまち、次代を担う笠松人が育つまちをめざし、地域をあげて「笠松人のこころ」を育て上げていくことが求められています。

また、性別による固定的な役割分担意識を越えて、女性の積極的な社会参画を推進し、男女がお互いに個性や能力を尊重し、住みよい地域社会をつくっていくことが求められています。

■ 審議会等における女性委員の割合の推移



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

基本方針

道徳のまちづくり条例に基づき、学校における道徳教育を進めるとともに、道徳の持つ価値をまちづくり全般へと広げ、道徳的風土をはぐくみます。

また、個人の尊重や男女平等意識のより一層の定着を図るとともに、男女が平等なパートナーとして、家庭や地域など社会のあらゆる分野に参画し、その能力を発揮できる社会を実現していきます。

主な取り組み

① 道徳のまちづくりへ向けた意識啓発

- 道徳心やマナー向上に向けた意識啓発
- 人権意識を高める学習機会の提供
- 人権教育指導者や町職員の意識の向上

② 男女共同参画の推進

- 男女共同参画に関する意識啓発
- 政策・決定方針の場への女性の積極登用
- 事業所等における仕事と家庭生活の調和の推進

③ 人権が尊重される環境の整備

- DV¹²や虐待等のあらゆる暴力の根絶
- 人権に関する各種相談体制の整備

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
各種審議会等における女性委員の割合	28.0%	30.0%	32.0%

【住民・地域などに期待されること】

- 道徳やマナーの向上
- 道徳をまちづくりに活かす地域の取り組み
- 固定的な性別役割分担に捉われない家庭・職場環境づくり
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【関連計画】

「笠松町男女共同参画プラン」（平成21年度～25年度）

¹² DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力を言い、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

基本方向2 生涯にわたって楽しく学べるまち

政策1 まちの未来を担う子ども・若者をはぐくむまち

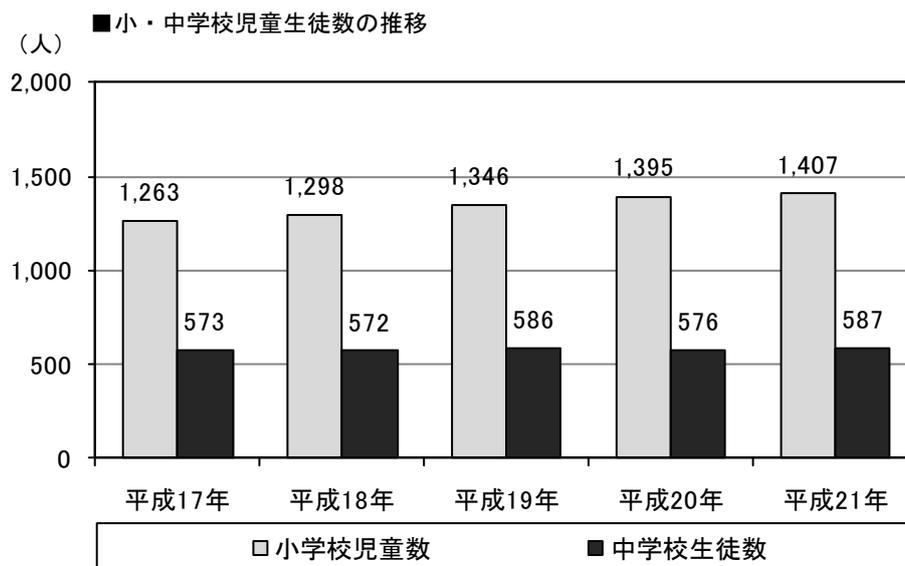
(1) 幼児教育・学校教育の充実

現状と課題

幼児教育や学校教育は、生涯にわたる学習活動の基盤であり、子どもたちが社会の一員として次代を担っていくためには、自ら学び、自ら考える力の育成や、たくましく生きていくための健康や体力を**はぐくむ**ことなどが求められています。今日、教育現場を取り巻く状況は刻々と変化しており、保護者や地域住民の学校教育に対する要望は増加するとともに多様化しています。

本町では、基礎学力の向上に努めるとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めてきました。

今後は、子どもたちの学び意欲や豊かな人間性をはぐくむため、一人ひとりの可能性を引き出す教育環境の整備が求められています。



基本方針

基礎・基本となる学力の向上や、自ら課題を解決していく力、自ら学ぶ意欲や態度、豊かな人間性や社会性などの生きる力の醸成を推進し、一人ひとりの可能性を引き出す教育環境の整備を図ります。

主な取り組み

① 幼児教育の充実

- 幼稚園との連携の強化
- 幼保一元化¹³に関する研究と検討
- 幼児期を支える家庭教育への支援

② 安心して学べる教育環境の整備

- 学校施設の耐震化および老朽施設改修の推進
- 学校給食センター設備の充実
- 地域との連携・協力による教育環境基盤の充実
- 児童生徒の安全の確保

③ 「生きる力」の育成

- 確かな学力の定着
- 道徳や人権教育の推進
- 健康で健やかな体づくりの推進
- 夢を描くキャリア教育¹⁴の推進
- 情報・環境・国際理解教育の推進

④ 特色ある学校づくり

- 地域に開かれた学校づくりの推進
- 地域の歴史、伝統文化を尊重した教育の推進
- 各学校の主体的事業に対する支援の充実
- 学校教育における地域人材の活用

⑤ きめ細やかな教育環境の確立

- 特別支援教育¹⁵の推進
- いじめ・不登校の解消に向けた取り組みの強化
- 教職員研修への支援

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
学校施設の耐震化	55.6%	100%	100%

【住民・地域などに期待されること】

- 家庭や地域の教育力の向上
- 学校における地域教育活動への支援

¹³ 幼保一元化

文部科学省が所管する「幼稚園」と厚生労働省が所管する「保育所」の各機能を一体化させ、充実を図ること。

¹⁴ キャリア教育

児童生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てる教育のこと。

¹⁵ 特別支援教育

これまでの特殊教育の対象外であった学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）・アスペルガー症候群等も含めて障がいのある児童生徒に対して、その一人ひとりの特性などを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

基本方向2 生涯にわたって楽しく学べるまち

政策1 まちの未来を担う子ども・若者をはぐくむまち

(2)青少年の健全育成

現状と課題

本町では、地域の健全な環境づくりをはじめ、国際交流や子どもたちの自主的・自発的な活動を促進しています。しかし、社会環境のめまぐるしい変化は、人間関係の希薄化・連帯感の欠如を招き、子どもたちを取り巻くさまざまな問題が生じています。

このようななか、学校・家庭のほか、地域における教育力の向上が求められており、地域が一体となって子どもを育て、成長を見守る社会づくりを進める必要があります。

■ 3世代ふれあい活動



掲載する写真は、今後変更することがあります。（広報かさまつ 平成23年1月号 6Pより）

基本方針

家庭と学校などとの連携による地域ぐるみの体制を整えるとともに、家庭の教育力の向上を図り、健全な子どもが育つ地域社会を築きます。さらに、世代間交流、ボランティアなど、地域活動の機会を提供し、子どもたちの自主的な参加を支援します。また、リーダーの育成や活動情報の提供を図り、子どもたちによる主体的な活動を育成します。

主な取り組み**①青少年を取り巻く環境の整備**

- 学校・家庭・地域との連携の強化
- 青少年の健全育成に向けた意識啓発
- 青少年を有害環境から守る活動の促進

②青少年活動の活性化

- 青少年団体の活動支援
- 国際交流活動の推進
- 世代間交流や親子交流の促進
- 青少年の地域活動への参加促進

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
青少年団体の加入人数	2,010人	1,900人	1,850人

【住民・地域などに期待されること】

- 地域における青少年の健全育成の推進
- 青少年を有害環境から守る活動への協力
- 地域の子どもへのあいさつや見守り

基本方向2 生涯にわたって楽しく学べるまち**政策2 誰もがいつでも、いつまでも学び、活躍できるまち****(1)生涯学習の充実****現状と課題**

少子高齢化や高度情報化の進展、生活水準の向上や余暇時間の増大といった社会変化にともない、個人の生きがいづくりへの志向や、積極的に自らを高めていこうとする傾向が強まっています。また、団塊の世代が退職を迎え、高齢期に入るなか、地域における生きがいづくりがますます重要になっています。

今後、より多くの住民が生きる喜びを実感できるよう、多様な学習メニューや学習機会の拡大を進めていくことが求められています。

■公民館、図書室利用者数の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
中央公民館（人）	80,146	80,982	90,714	83,321	70,148
うち図書室	8,157	8,083	7,947	8,297	8,449
松枝公民館（人）	24,098	28,263	17,305	15,861	19,088
うち図書館	981	855	811	357	324

基本方針

あらゆる年齢層が主体的に学習活動に参加できるよう、学習メニューの充実を図るとともに、学習を通じて獲得した成果を地域社会に活かせる仕組みづくりに取り組みます。

主な取り組み

①生涯学習に取り組める環境づくり

- ITを活用した学習情報の提供
- 生涯学習に取り組みやすい施設・利用環境の整備

②多様な生涯学習機会の提供

- ライフステージや学習ニーズに応じた多様な学習機会の提供
- 家庭の教育力向上に向けた乳幼児学級・家庭教育学級への支援
- 現代的課題に関する学習機会づくり
- 地域固有の歴史・文化に関する学習機会づくり

③主体的な生涯学習活動の活性化

- クラブ・サークル活動への支援
- 生涯学習に関するリーダー等の育成と活用
- 学習成果を活かす機会や場の提供

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
公民館利用者数	89,236人	91,000人	92,000人
図書室利用者数	8,773人	8,800人	8,900人
生涯学習講座受講者数	635人	650人	650人

【住民・地域などに期待されること】

- 公民館や図書室などの積極的な利用
- 生涯学習への積極的な参加
- 学習した知識や修得した技術の活用

基本方向2 生涯にわたって楽しく学べるまち**政策2 誰もがいつでも、いつまでも学び、活躍できるまち****(2)スポーツ活動の推進****現状と課題**

余暇時間の拡大や高齢化の進行、住民の健康に対する意識の高まりなどとあいまって、一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送り、住民間のコミュニケーションを深める上で、スポーツ活動の果たす役割はますます重要となっています。

本町では、施設整備やスポーツに親しむ機会を設けることでスポーツ活動の推進を図ってきましたが、住民のニーズはますます増加し、多様化しています。

今後、生涯スポーツの振興を図るとともに、地域における指導者の育成支援を進めていくことが求められています。

■主な体育施設利用状況の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
町民体育館（人）	59,204	60,629	64,501	60,378	53,543
スポーツ交流館（人）	4,984	6,769	10,718	15,071	15,808
町民運動場（人）	14,402	15,477	18,305	17,723	24,866
勤労青少年運動場（人）	11,350	8,092	11,934	11,872	12,669

基本方針

誰もが気軽にスポーツを行うことで、元気に楽しく充実した生活を送ることができるよう、生涯スポーツの振興やレクリエーション機会の充実に取り組むとともに、生涯スポーツ活動の推進や指導者育成支援を進めます。

主な取り組み

①スポーツに取り組める環境づくり

- スポーツ活動に関する情報の提供
- スポーツ・運動施設の整備
- 学校体育施設の開放および有効利用

②生涯スポーツの推進

- スポーツ活動に関する指導者の育成
- 各種スポーツ事業の普及・充実
- 軽スポーツ等、誰もが楽しめるスポーツ活動の推進

③主体的なスポーツ活動の促進

- 体育協会やレクリエーション協会との連携による各種団体・クラブの育成
- 自主運営の促進および活動組織の整備

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
主な体育施設利用者数 (町民体育館、スポーツ交流館、町民運動場、勤労青少年運動場)	106,886人	117,000人	128,000人

【住民・地域などに期待されること】

- スポーツ活動への積極的な参加
- 地域スポーツを通じた健康づくりおよび地域の連帯感の育成

基本方向2 生涯にわたって楽しく学べるまち

政策3 まちの歴史を次代につなぐまち

(1)歴史・文化の継承と活用

現状と課題

社会の成熟化にともない、歴史・文化の持つ価値があらためて見直されてきています。

本町は、古くから川湊のまち、木曾川を利用した交通の要衝としてにぎわい、岐阜県庁として利用された美濃郡代笠松陣屋は美濃地方の政治の拠点として時代を担うとともに、美濃縞などの繊維産業のまちとしても栄え、輝かしい歴史と文化を創造してきました。

今後も文化財の適切な保護に努めるとともに、歴史的・文化的価値を持つ地域資源の活用が期待されています。

■旧杉山邸



掲載する写真は、今後変更することがあります。（平成21年度 笠松力検定テキスト 20Pより）

基本方針

文化都市としての魅力を発揮していくために、先人から引き継がれ、地域に伝承されている生活文化や文化財の保護に努めるとともに、これを活用し、住民が歴史や文化にふれる機会を拡充しながら、次代への共有の財産として確実に継承していくための取り組みを進めます。

主な取り組み

①歴史・文化の保存と継承

- 未指定文化財の調査および発掘の促進
- 町の歴史・文化を伝える資料の収集・保存
- 伝統芸能の継承
- 資料保存のシステム化による文化財情報等の提供
- 文化財保護活動への支援

②歴史・文化の活用

- 文化財保護意識の高揚
- 歴史や文化を活かした住民活動の活性化

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
歴史・文化学習会の開催回数	1回	2回	3回

【住民・地域などに期待されること】

- 町固有の歴史・文化に対する理解
- 地域における伝統文化の継承

基本方向3 人がつどう活力あふれるまち

政策1 多様な産業が活力を生み出すまち

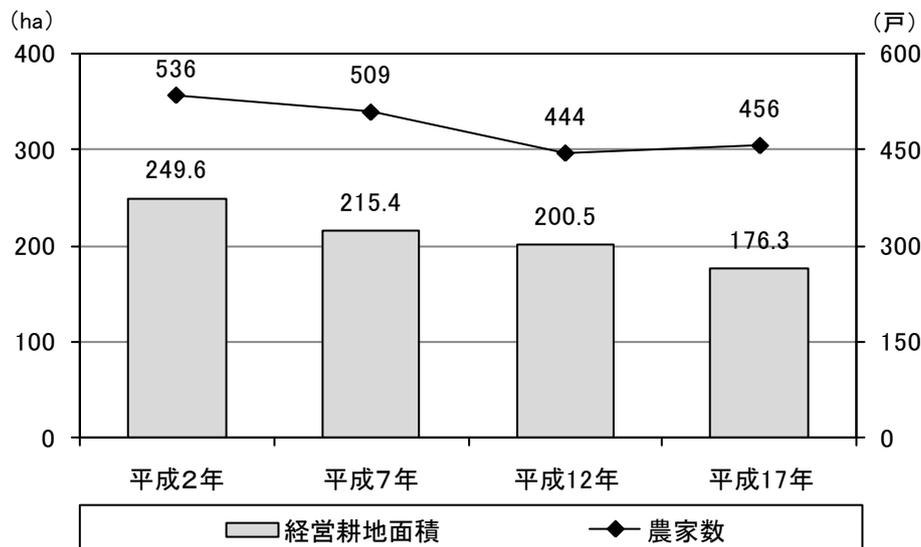
(1)地域特性を活かした農業の推進

現状と課題

本町の農業は、経営耕地面積の小規模な稲作兼業農家が多い状況にあり、近年では農産物の価格低迷や後継者不足、就農者の高齢化による厳しい経営環境などにより、農地の宅地転用による農地と宅地の混在化が顕著となっています。

一方、食の安全の問題や、環境問題などから地元の食材を地元で消費する地産地消¹⁶の考え方や、地域の特産品の開発などに取り組む生産者も現れ始めています。

■農家数と経営耕地面積の推移

**基本方針**

農業を取り巻く環境変化を的確に把握し、農業団体などを中心とした生産組織を強化するとともに、新しい感覚で経営する生産者を育成するなど、持続的に経営できる生産環境の整備を行い、地域に根ざした取り組みを推進します。

¹⁶ 地産地消

地域でとれた農作物などを地域で消費すること。地域農業の振興や、安全・安心な食品の購入、環境負荷の低減など、さまざまな波及効果が期待できる。

主な取り組み

①農業の活性化に向けた担い手づくりと体制の整備

- 農業の担い手の育成
- 農作業の受委託の促進

②農業経営基盤の強化

- 消費者ニーズに応じた良質米生産の普及、推進
- 特産品開発によるブランドづくりの推進
- 朝とり野菜の販売等、産直販売への取り組み促進
- 地産地消の推進
- 安全・安心な環境にやさしい農業の推進

③農業生産基盤の整備

- 遊休農地の利用促進および耕作放棄地の解消
- かんがい排水事業の推進
- 農地の面的集積利用等の促進
- 体験農園等による農業体験機会の提供

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
米の収穫量	406 t	406 t	406 t
認定農業者 ¹⁷ 数	0人	1人	3人

【住民・地域などに期待されること】

- 地域の作物を地域で消費する地産地消の推進

【関連計画】

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」

¹⁷ 認定農業者

経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

基本方向3 人がつどう活力あるまち

政策1 多様な産業が活力を生み出すまち

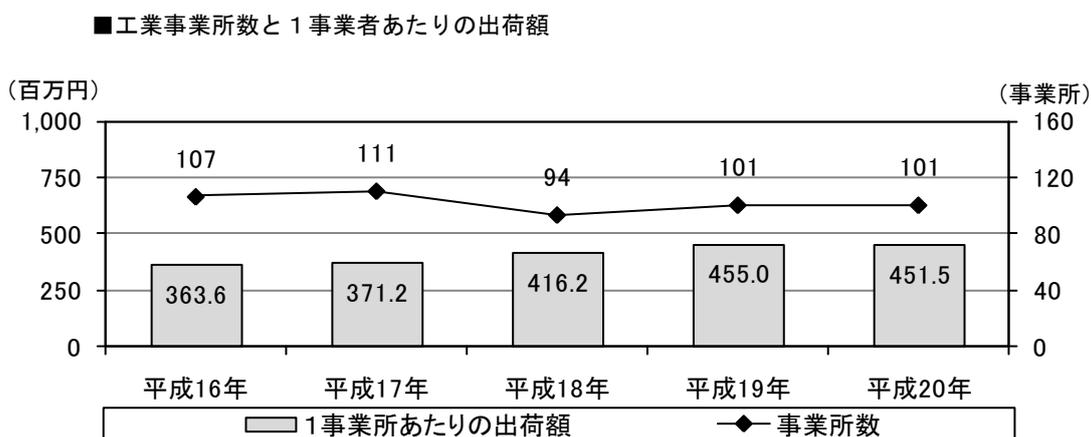
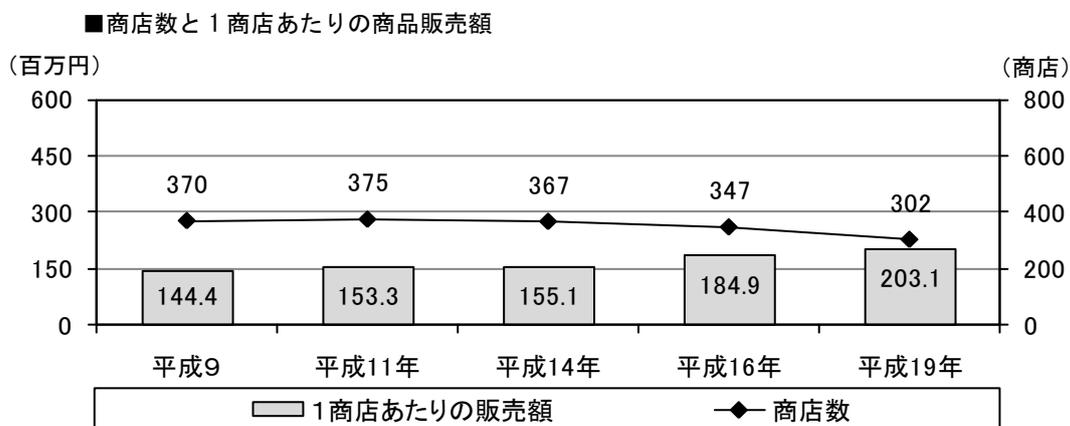
(2) 商工業の振興

現状と課題

車社会の進展やライフスタイルの多様化などにより、郊外型の大型ショッピングセンターを利用する消費者が増える一方で、これまでの地域の商業を支えてきた商店街のにぎわいは失われつつあります。

また本町には、繊維産業を主体とした事業所が立地しているものの、その規模は小さく、急速に変化する産業環境への対応など、さまざまな問題を抱えています。

今後は、社会状況に応じた消費者への対応や企業、事業所への支援が必要となっています。



基本方針

郊外型大型ショッピングセンターとの共存・共栄を図りながら、商工会との連携のもと、消費者の多様なニーズに対応できる商品サービスの提供やにぎわいをもたらす拠点づくりなど、個性豊かで魅力ある商工業機能の展開に向けた支援に努めます。また、既存の事業所の活性化を図るとともに、新たな時代に対応した産業活動や雇用環境づくりを促進します。

主な取り組み

①新たな事業活動への支援

- 起業に向けた支援の充実
- 新規事業の導入企業や異業種転換企業の支援

②経営体質の強化

- 地域の特性を活かした個性的な経営戦略の促進
- 経営相談や講習会等を通じた助言・指導
- 高齢社会に対応した新たな事業展開の取り組み促進
- 各種融資制度の周知および活用促進
- 情報技術の活用による情報発信と経営の効率化

③商工業活性化に向けた支援の充実

- 産官学の連携や異業種間の交流による研究・学習機会の拡充
- 各種団体活動の育成・支援
- 共同化・協業化による活動や事業展開への支援

④雇用環境の充実

- 働きやすい職場環境づくりの推進
- 職業能力開発等、就業に向けた支援の充実

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
年間商品販売額	61327.14万円	増加	増加
法人事業所数	458法人	増加	増加
年間出荷額	45601.5万円	増加	増加

【住民・地域などに期待されること】

- 地元企業に向けた消費行動
- 職場における働きやすい環境づくり

基本方向3 人がつどう活力あるまち

政策1 多様な産業が活力を生み出すまち

(3)観光・イベントの推進

現状と課題

全国的に人口が減少傾向にあるなか、観光やイベントの推進による交流人口の拡大が、まちのにぎわいを維持する上で、ますます重要になってきています。

本町では、地域資源を活用した季節のイベントを推進し、町内外から多くの人を集め、まちの風物詩となっています。

木曾川や笠松競馬場などは、本町の魅力として町内外から多くの人を集めており、さらに平成21年度には町のマスコットキャラクターを作成するなど、町のPRに向けた取り組みを強化しています。

今後は観光やイベントを地域の事業者の経常的な収益につなげ、町の産業振興にまで発展させていくことが求められています。

■リバーサイドカーニバルの風景



基本方針

地域特性や季節の移り変わりなどが感じられる魅力あるイベントなどを展開するとともに、回遊性のある観光の魅力を生み出し、おもてなしの心で、まちを訪れる人にやすらぎを与える観光地域づくりをめざすと同時に、まちの産業振興を視野に入れた新たなイベントの展開を進めます。

主な取り組み

①観光・交流を促進する基盤の整備

- 観光・イベント等の情報発信
- 笠松力検定による笠松コンシェルジュの認定
- 笠松ブランドの発掘と流通・販売の促進
- 住民参画によるまちなみ景観や地域資源保存指針の策定

②木曾川など、町の資源を活かした魅力づくり

- 「川の駅」等、リバーサイドタウンかさまつ計画の推進
- トンボ天国や河跡湖の再生とビオトープ化の推進
- まちの駅ネットワークによる行政との協働体制の促進
- 広域的な連携による観光資源のネットワークづくり

③観光・交流イベントの活性化

- 住民との協働によるイベントの推進
- 地域特性を活かした新たなイベントの研究、開催
- 関係機関との連携による全町的な推進体制の拡充

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
笠松力検定の受験者数（累計）	161人	1,000人	1,800人

【住民・地域などに期待されること】

- 観光イベントへの積極的な参加・協力
- 観光客等に対するもてなしの意識づくり

【関連計画】

「リバーサイドタウンかさまつ計画」

基本方向3 人がつどう活力あるまち

政策2 みんながいまいきと地域づくりに取り組むまち

(1)コミュニティ活動の充実

現状と課題

個人の価値観の多様化や核家族化の進展により、地域社会のつながりや共同体意識は薄れつつあり、昔ながらの地域の助け合いや社会教育の場としての機能が低下してきています。

本町では、町内会組織と行政との連携により、広報などの配布やゴミ処理活動など、行政負担の軽減に協力を得てきましたが、昨今は、町内会役員の高齢化や未加入世帯の増加などを背景に、コミュニティ活動の継続が困難になりつつあります。

今後、住民に対し町内会の重要性を周知するとともに、町内会などをはじめとするコミュニティ活動への関心を高める必要があります。

■町内会でのごみの分別回収



掲載する写真は、今後変更することがあります。（笠松町HP 「まちの話題」より）

基本方針

町内会が地域の中心的組織として活発に活動し、地域が一体となってまちづくりが行われるよう、町内会活動など身近なコミュニティ活動を支援します。

主な取り組み

①コミュニティづくりに向けた意識づくり

- 町内会活動の重要性に対する理解促進
- 地域行事・活動に関する情報提供と参加促進
- 町内会活動等への支援

②コミュニティ活動の活性化

- 各世代における地域リーダーの育成・支援
- コミュニティ相互の連携による活動展開への支援
- 施設の有機的な連携および適正な配置
- 協働によるまちづくりの推進

【住民・地域などに期待されること】

- 地域における町内会活動などへの理解と参加
- 地域行事等への参加

基本方向3 人がつどう活力あふれるまち

政策2 みんながいまいきと地域づくりに取り組むまち

(2)活発なまちづくり活動の推進

現状と課題

本格的な地方分権の時代を迎え、地域の個性を發揮した特色のあるまちづくりを進めるためには、住民が積極的にまちづくりに参画し、一人ひとりが主体となってまちづくりを進めていくことが必要となっています。

今後、さまざまな分野における活動の創出と連携により、住民による主体的なまちづくり活動の展開が期待されており、情報提供や相談支援など、住民活動を支援する取り組みが求められています。

■ 円城寺の芭蕉踊り



掲載する写真は、今後変更することがあります。（広報かさまつ 平成20年9月 表紙）

基本方針

住民自らが地域づくりの主体者であるという意識を高めるとともに、各種のボランティア、NPO活動などを支援し、住民との協働によるまちづくりを進めます。

主な取り組み

①まちづくりを進める基盤整備

- まちづくり活動を担う人材の育成
- まちづくり活動を支援する体制の整備

②住民によるまちづくり活動への支援

- NPO法人等、まちづくり活動団体の組織化の促進および支援
- 活動のコーディネート機能の強化

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
NPO法人数	2団体	3団体	5団体

【住民・地域などに期待されること】

- 身近なまちづくり活動への積極的な参加・参画

基本方向4 便利で快適な住みよいまち**政策1 暮らしやすく機能的な都市基盤をつくるまち****(1) 計画的な土地利用の推進****現状と課題**

本町では、笠松町都市計画マスタープランなどに基づき、計画的な土地利用を進めています。近年、本町では宅地化が進み生活圏が拡大する一方、中心市街地の機能低下や耕作放棄地の拡大、住宅地と商工業地の混在などが起きています。

これから本格的に進行する少子高齢化や、人口減少社会の到来に対応し、定住人口を確保するための快適な都市基盤の整備や、防災対策など安全なまちづくりに向けた土地の有効利用が求められています。

また、本町は笠松地域、松枝地域、下羽栗地域と東西に広がる3つの地域で構成されており、各地域の特性に合わせた土地利用や都市基盤の整備を進める必要があります。

■用途地域の状況

総面積：518.2ha（平成8年5月1日告示）

区分	第1種 住居地域	第2種 住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域
面積（ha）	166.1	21.9	9.0	17.3	32.0	271.9
建ぺい率（%）	60	60	60	80	80	60
容積率（%）	200	200	200	200	400	200
構成比（%）	32.05	4.23	1.74	3.34	6.17	52.47

基本方針

快適な都市基盤の整備や防災対策の充実など、有効な土地利用を進めるとともに、笠松地域、松枝地域、下羽栗地域の3地域のバランスのよい土地の利用を進めます。

主な取り組み

①秩序ある宅地開発の推進

- 計画的な土地区画整理事業の推進
- 土地利用の基礎資料作成に向けての調査
- 地区計画の導入による快適な住環境整備
- 宅地開発の規制や誘導に向けた指導、相談体制の充実

②都市機能の強化

- 道路整備プログラム作成による整備優先度の明確化
- 岐阜都市計画の見直しに併せた市街化区域拡大の推進
- 中心市街地の効率的・機能的な土地利用の推進
- 交通立地条件を活かした新たな流通・生産拠点の整備

③土地の有効活用

- 未利用地の有効活用に向けた助言・支援の推進
- 将来を見据えた土地の先行的な取得および公共用地の有効活用

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
市街化区域面積	518ha	518ha	581ha

【住民・地域などに期待されること】

- まち全体と調和のとれた私有地の利用
- 適正な土地利用

【関連計画】

- 「笠松町都市計画マスタープラン」
- 「岐阜都市計画区域マスタープラン」

基本方向4 便利で快適な住みよいまち**政策1 暮らしやすく機能的な都市基盤をつくるまち****(2) 便利で快適な道路網の整備****現状と課題**

便利で快適な道路網の整備は、防災や福祉、産業、観光など、あらゆる分野で不可欠なものです。本町ではさまざまな道路網の充実が進みつつありますが、幅員が狭い道路においては、高齢者や子ども、車いすやシルバーカーなどでの歩行が危険な場所も多く見受けられ、より安全な道路づくりが求められます。

また、これまでも国県への働きかけを通じ、国道・県道の整備を促進してきました。今後とも、地域住民の理解のもと、優先順位を検討し、効率的な道路整備を進めるとともに、高齢者や障がいのある人などを含むすべての住民の安全確保に向けた、道路網の整備を進めていくことが大切です。

■道路の状況（平成21年4月1日現在）

区分	国道	県道	町道			
			1級	2級	その他	計
路線数(路線)	2	11	18	14	552	584
実延長(km)	1.80	16.38	12.47	10.00	130.46	152.93
舗装率(%)	100	100	99.44	99.30	91.17	92.38

基本方針

木曾川右岸道路の整備などによる道路の環状化を進め、地域間のネットワークを重視した幹線道路の整備を進めます。地域住民の理解のもと、優先順位を検討し、効率的な道路整備を進めるとともに、すべての住民の安全確保のため、歩道などのバリアフリー化を進めます。

主な取り組み

①計画的な道路整備

- 都市計画道路整備プログラム修正による整備優先度の明確化

②快適な生活道路の整備

- 幹線町道の改良、整備
- 機能的で美しい道路修景の推進
- 歩行者にとって安全な道づくり

③広域幹線道路網の整備

- 木曾川右岸道路の整備促進
- 国・県道の整備促進
- 計画的な都市計画道路の整備

【住民・地域などに期待されること】

- 危険箇所や改修必要箇所の通報協力
- 道路等の維持管理への協力

【関連計画】

「笠松町都市計画道路整備プログラム」

基本方向4 便利で快適な住みよいまち

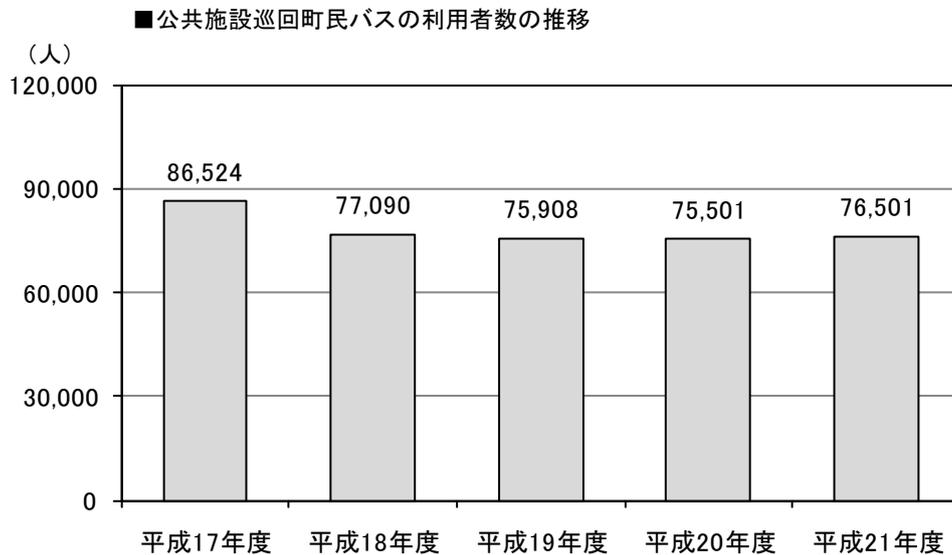
政策1 暮らしやすく機能的な都市基盤をつくるまち

(3)公共交通体系の充実

現状と課題

車社会の進展による交通量の増加により、円滑な交通体系の確立が求められる半面、バスや鉄道といった公共交通のニーズは減少傾向にあるとされ、公共交通をめぐる環境は厳しい状況にあります。しかし、高齢者や障がいのある人など交通弱者の移動手段の確保や環境問題への配慮などから、コミュニティバスなどの公共交通機関への期待が高まっています。

本町では、今後も計画的な道路整備を進め、より円滑な交通体系を形成し、利便性の高い交通環境の整備に努めるとともに、これからの高齢社会に対応するため、公共施設巡回町民バスの充実など「身近な地域の足」の確保を進める必要があります。



基本方針

人や環境にやさしい公共交通機関の活性化を進めるとともに、利用者の視点に立った誰もが利用しやすい公共交通網の整備を進めます。

主な取り組み

①地域を結ぶ公共交通網の充実

- 巡回町民バスの利用促進
- 効率的で利便性の高い巡回町民バス路線の整備

②地域公共交通サービスの検討

- 地域の実情にあった新たな交通・サービスの導入の検討
- 鉄道およびバス等を総合的に活用した公共交通利用促進策の検討

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
公共施設巡回町民バス利用者数	76,501人	78,000人	80,000人

【住民・地域などに期待されること】

- 公共施設巡回町民バスの積極的な利用

基本方向4 便利で快適な住みよいまち**政策2 快適でいつまでも住みたいまち****(1)良好な住環境の創出****現状と課題**

少子高齢化の進行にともない、住宅や住環境に対する住民ニーズは多様化しています。しかし、自然の美しさと生活の利便性との調和は、多くの人が望む住環境の条件となっています。

本町は、清流木曾川の美しい自然と、岐阜市や名古屋市などへの通勤圏という恵まれた立地条件にあります。これまでも、公園の整備や道路の拡幅、バリアフリー化などの住環境整備を進めるとともに、住民生活のライフラインの一つとして、水の安定的な供給に取り組んできました。

今後も定住促進に向け、より快適な住環境整備が求められるなか、費用対効果を考慮した効果的な住環境基盤の整備が必要となっています。

■まちの駅



掲載する写真は、今後変更することがあります。（広報かさまつ 平成21年4月号 5Pより）

基本方針

ライフスタイルや家族形態に応じた、安全で快適な生活ができる住環境を整備し、住民の定住意識を高めます。また、住民の理解と協力のもと、水資源の有効な利用と上水道の安定的な供給体制を整備し、快適でうるおいのある住環境基盤をつくります。

主な取り組み

①安心して暮らせる住環境の整備

- 駅を活かした拠点の整備
- 建築指導や相談の実施

②うるおいのある景観づくり

- 美しいまちなみづくりへの支援
- 道路や歩道、公共施設における緑化の推進
- 地区基幹公園や身近な街区公園の整備
- 木曾川の自然を活かしたサイクリングネットワークの構築
- 住民主体の環境美化活動の活性化

③良質な水の安定供給

- 水源施設の適切な維持管理
- 水道施設の耐震化
- 周辺自治体との相互給水支援体制の強化
- 節水を意識した適切な水利用の啓発
- 水道事業の安定経営に向けた民間委託の検討

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
木曾川サイクリングネットワーク	0.8km	4.9km	6.8km
上水道有収率	87.2%	89.0%	90.0%

【住民・地域などに期待されること】

- まちの美化活動や緑化活動の推進
- 水資源の有効な活用

【関連計画】

「笠松町緑の基本計画」

「笠松町サイクリングロード基本計画(木曾川サイクリングネットワーク)」

基本方向4 便利で快適な住みよいまち

政策2 快適でいつまでも住みたいまち

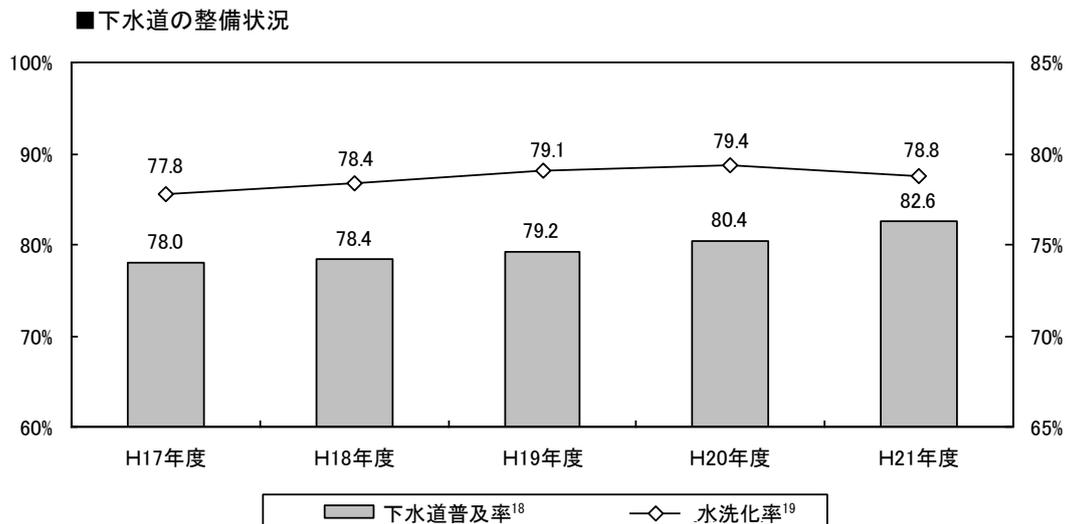
(2)清潔で快適な環境の整備

現状と課題

下水道は、衛生的な生活環境づくりや、河川をはじめとする環境保全のために欠かせないものであり、重要な役割を果たしています。本町では、これまでも汚水や生活排水による河川の汚濁などの環境汚染を防ぐため、下水道の整備を進めてきました。

今後、費用対効果なども考慮した上で、計画的な下水道の整備を推進するとともに、災害に強い住環境基盤の構築が求められています。

また、高齢化などの社会的な動向を受けて、住民の需要に対応した火葬場施設やし尿処理体制の整備も必要となっています。



基本方針

計画的な公共下水道の整備を順次進めるとともに、社会的背景や多様なニーズによる需要拡大を踏まえた火葬場施設の整備、し尿収集体制の維持を図ります。

¹⁸ 下水道普及率

総人口に対する下水道利用可能区域内人口の割合。

¹⁹ 水洗化率

下水道利用可能区域内人口のうち、実際に下水道を利用している人口の割合。

主な取り組み

①計画的な公共下水道の整備

- 進捗状況に併せた事業認可区域の拡大
- 効率的な下水道管渠整備と耐震対策の推進
- 水洗化の促進と下水道への接続促進

②衛生的な環境の整備

- し尿および浄化槽汚泥の適正な収集処理の推進
- 浄化槽の適正な維持管理への指導
- 公害防止に向けた対策の強化
- 社会情勢に即した火葬場施設および墓地周辺環境の整備

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
下水道普及率	82.6%	88.6%	94.4%

【住民・地域などに期待されること】

- すみやかな下水道への接続
- 下水道料金の納付

【関連計画】

- 「笠松町一般廃棄物処理計画」（平成19年度～28年度）
- 「ごみ処理施設整備基本計画」

基本方向4 便利で快適な住みよいまち**政策3 未来の環境を守るまち****(1)循環型社会の構築****現状と課題**

地球環境問題は、地域における住民生活と密接に関わっており、住民が主体となった環境に優しいライフスタイルを浸透させていくことが大切です。

本町では、大気・水質・騒音などの環境は、概ね良好であり、また、資源化の取り組みにより、ごみの減量に一定の成果を上げてきました。

今後、ライフスタイルの多様化にともなうごみ排出方法、減量、資源化の検討や、資源エネルギー対策として新エネルギー²⁰への関心も高まるなか、地域レベルでの環境に優しい暮らしづくりが求められています。

■ごみ処理量の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
焼却場（t）	7,702	7,572	7,819	7,295	7,203
埋立（t）	201	182	164	234	249
その他（資源化）（t）	1,811	1,362	1,275	1,117	1,001

基本方針

環境保全に関する住民意識の高揚や活動の推進、身近な新エネルギーの普及啓発を進めるとともに、ごみの減量・資源化に向けて、住民、事業者、行政が一体となって取り組み、ごみの発生そのものを抑制し、分別排出、分別収集の推進により、ごみの適正処理に努めます。

²⁰ 新エネルギー

太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用など、まだ普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。

主な取り組み

①環境にやさしいまちづくり

- 環境にやさしい暮らし方に関する意識啓発
- 地球温暖化防止対策の推進
- 環境保護活動団体の育成・支援

②ごみの減量化・資源化の推進

- ごみの減量化の推進
- リサイクルと再資源化の推進
- わかりやすい分別収集体制の確立と資源回収システムの充実
- 適正な廃棄物の収集・処理の推進
- 関係市町との連携による処理施設の整備や最終処分場の確保

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
新エネルギー施設箇所	0か所	1か所	2か所
低公害車数（町公用車）	3台	5台	10台
生ごみ処理機助成数	9台	20台	30台
資源系ごみ集団回収収集量	477 t	500 t	500 t

【住民・地域などに期待されること】

- 地球環境に対する意識の高揚
- ゴミの減量化や分別収集
- ごみ出しマナーの向上

【関連計画】

- 「笠松町一般廃棄物処理計画」（平成19年度～28年度）
- 「ごみ処理施設整備基本計画」

基本方向5 安全で安心して暮らせるまち**政策1 いざという時にも安心できるまち****(1)防災対策の推進****現状と課題**

東海地震などの大規模地震が懸念されるとともに、台風や集中豪雨にともなう水害への不安も高まってきています。

本町では、あんしんかさまつメールや防災行政無線の整備、および洪水・地震ハザードマップの作成などを通じ、防災意識の高揚と地域での防災対応力の向上に努めてきました。

今後も地域における避難場所や避難経路の確立を図り、総合防災体制の充実を図っていくことが求められています。

さらに、大規模な災害発生時には、地上の交通が遮断されるおそれもあり、物資の輸送や救急搬送など、迅速な災害時対応に向けた事前の備えが必要となります。関係機関との連携強化や、ヘリコプターの離着陸場の確保などについても検討を進めていく必要があります。

■防災訓練**基本方針**

地震や水害など万一の災害に備え、日頃より防災意識の高揚を図ります。また、災害時要援護者の把握と適切な情報の活用を進め、すべての住民の安全を確保していきます。

主な取り組み

①総合的な防災・災害時対策の推進

- 環境の変化にともなう地域防災計画の見直し
- 緊急通信体制の充実
- 施設・設備等の整備
- 災害時の応援協定の拡充
- 災害時の支援受入れや迅速な復興に向けた体制の整備

②地域における防災・災害時対策の推進

- 防災に関する意識啓発と防災教育の推進
- 自主防災組織の育成・支援
- 地域における防災訓練の実施
- 災害時要援護者の把握と支援体制の整備

③水害対策の充実

- 関係機関との連携強化による都市型水災害対策の強化
- 木曽川の護岸整備等をはじめとする治水事業の促進
- 中小河川や貯留施設等の整備による雨水対策の推進

④耐震化の推進

- 公共施設の耐震化の推進
- 一般住宅の耐震化の推進

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
総合防災訓練参加率	17.89%	25%	35%
木造耐震診断助成件数(旧基準分)(累計) ※旧基準：昭和56年5月31日以前に建てられた 木造1戸建て住宅	79件	150件	200件

【住民・地域などに期待されること】

- 防災意識の高揚と総合防災訓練への参加
- 身近な地域での日頃からのコミュニティづくり
- 災害の発生に備えた水や非常用食料などの備蓄

【関連計画】

「笠松町地域防災計画」

基本方向5 安全で安心して暮らせるまち

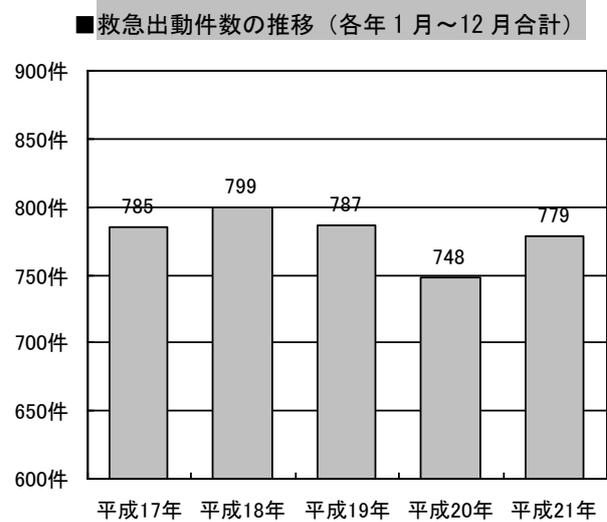
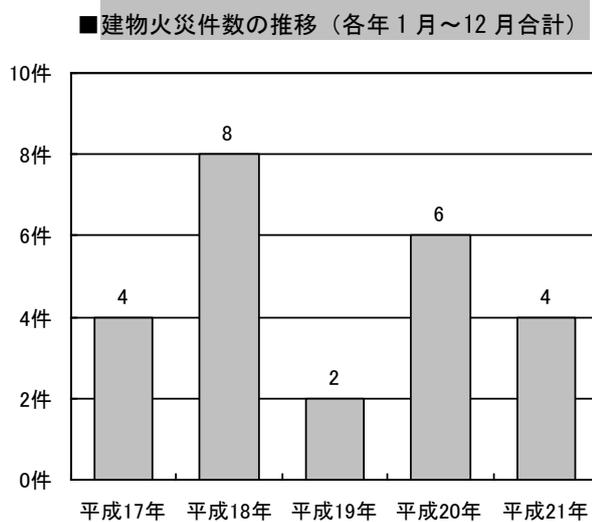
政策1 いざという時にも安心できるまち

(2) 消防・救急体制の充実

現状と課題

大規模な火災や緊急時に備えるためには、消防団、住民の活動や防火に対する意識の向上が必要です。

また、今後のさらなる高齢化の進行などにともない、救急救助活動や搬送中の高度な救急救命措置へのニーズが高まるなど、救急業務内容の多様化・高度化への的確な対応が求められています。



基本方針

羽島郡広域連合と消防団の連携や、AED²¹をはじめとする救急救命講習や避難訓練などによる人材育成により、消防・救急体制の充実を計画的に進めます。

²¹ A E D

自動体外式除細動器。心停止状態になった時に、電気ショックを与えて正常な働きに戻す医療機器のこと。

主な取り組み

①火災予防・消防体制の整備

- 防火意識の高揚と知識の普及
- 消防団等の地域組織の充実
- 消防施設・設備の整備

②救急・救助体制の整備

- 講習会等を通じた自主救護能力の向上
- AED等の救急・救助資機材の整備
- 救急医療機関の周知と適切な利用の促進
- IC患者カード²²の普及促進に向けての検討
- 近隣市町との連携による第2次救急体制の確立

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
普通救急救命講習会受講者数	431人	500人	600人

【住民・地域などに期待されること】

- 防火意識の高揚
- 救急医療機関の適切な利用
- 普通救急救命講習会への参加

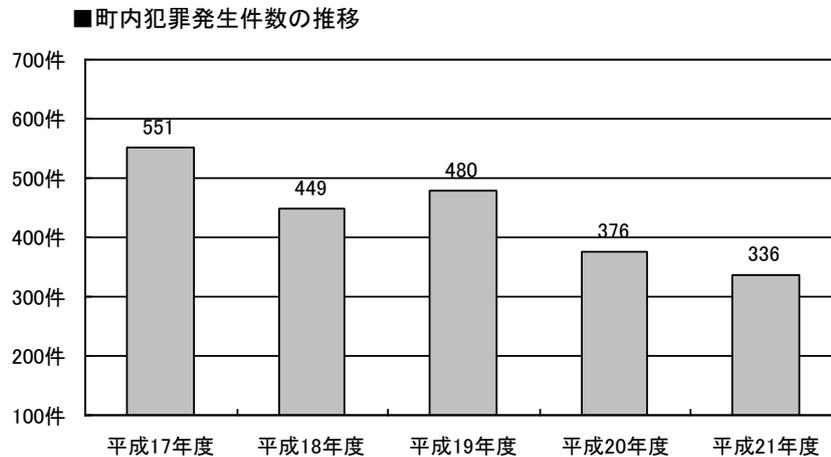
²² IC患者カード

医療機関から入院患者等に発行するもので、氏名、生年月日、既往歴、アレルギー等の患者情報が入力されている。

基本方向5 安全で安心して暮らせるまち**政策2 地域みんなで安全・安心な環境をつくるまち****(1)防犯体制の強化****現状と課題**

都市化や高度情報化、高齢化の進行などによる社会環境の変化とともに、地域コミュニティが本来有していた地域の見守り機能などが低下してきており、子どもや高齢者を狙った犯罪などへの対策の強化が求められています。

本町では、近年、犯罪発生件数に大きな変化はないものの、より治安のよい、誰もが安心できる地域社会づくりに向けた取り組みを進める必要があります。

**基本方針**

犯罪を未然に防止するため、一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識を高め、警察など関係機関や団体と連携しながら、犯罪のない地域社会づくりに取り組みます。

主な取り組み

①犯罪を未然に防ぐ環境づくり

- 防犯に関する意識啓発と防犯教育の推進
- 犯罪等に関する情報共有体制の整備

②消費者保護対策の推進

- 消費者保護に関する意識の醸成
- 消費者保護体制の整備

③地域防犯活動の育成

- 防犯活動団体の育成・支援
- 青パト²³を利用した防犯活動の強化

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
町内犯罪発生件数	336件	減少	減少

【住民・地域などに期待されること】

- 防犯意識の高揚
- 地域における防犯活動の推進
- 子どもたちの登下校時の見守り活動

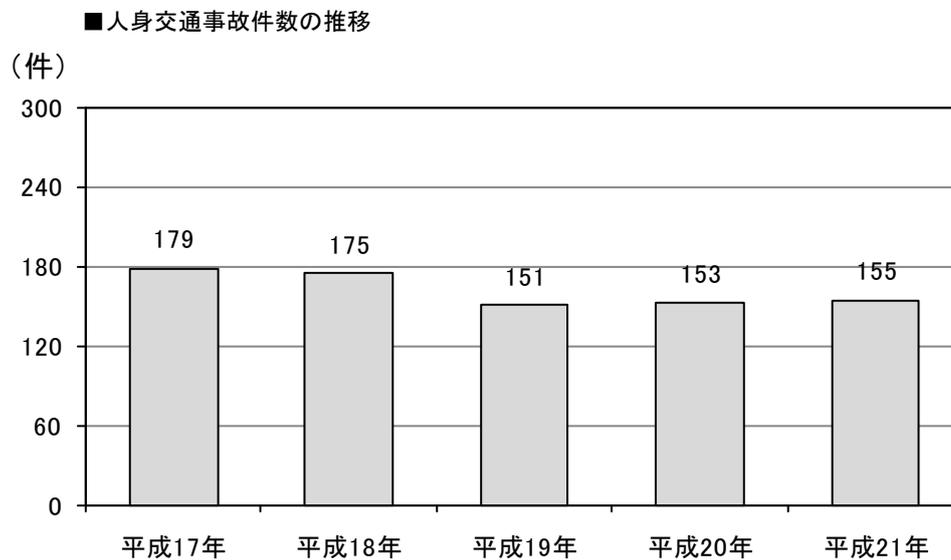
²³ 青パト

青色回転灯装備車。警察署から自主防犯パトロールの実施を認められた団体が、青色の回転灯を装備した車で巡回を行う。

基本方向5 安全で安心して暮らせるまち**政策2 地域みんなで安全・安心な環境をつくるまち****(2)交通安全対策の推進****現状と課題**

平成21年度の全国交通事故死者数は、5,000人を切り、9年連続で減少しています。これは、シートベルトの着用率の向上や高速走行事故の減少、飲酒運転などの取り締まり強化などによるものと考えられ、全国的に交通安全の取り組みが進められています。

本町では、交通安全教室などを通じ、交通安全意識の啓発に努めてきました。また、カーブミラーをはじめとする交通安全環境の整備に努めてきました。これからは、高齢化に対応した、ドライバーや歩行者の事故防止などへの対策が求められています。

**基本方針**

交通安全意識の向上を図るとともに、交通安全環境の整備を進めます。関係機関との連携を強化し、子どもや高齢者の交通安全対策の充実に努めます。

主な取り組み

①交通事故を防止する環境づくり

- 交通安全に関する意識啓発
- 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の実施
- 交通安全施設の整備

②住民主体の交通安全活動の促進

- 交通安全活動団体への支援
- 警察等、関係機関との連携強化

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
人身交通事故件数	155件	減少	減少

【住民・地域などに期待されること】

- 交通安全意識の向上
- 子どもたちの登下校時の見守り活動
- 高齢者の交通安全意識の啓発

基本方向6 共に築き上げる協働と信頼のまち

政策1 住民と行政が力を合わせるまち

(1)住民参加によるまちづくりの推進

現状と課題

住民生活に関する各分野の行政施策は非常に多岐にわたっており、住民にわかりやすい情報の発信が求められています。

本町では、各種審議会や委員会など住民の意見や要望を聞く機会を設けるなどさまざまな取り組みによって、住民と行政が互いに知恵を出し合い、連携・協力して住民主体のまちづくりを進めてきました。

今後、高齢化や情報化の進展に対応して、広報紙やホームページのさらなる充実を図り、より多くの幅広い意見を把握するとともに、住民意見を反映したまちづくりを推進していくための実施方法の改善が必要です。

■ワークショップの風景



掲載する写真は、今後変更することがあります。（広報かさまつ 平成21年9月号 2Pより）

基本方針

広報紙やホームページなどのさらなる充実を図り、今後もより多くの場面において、協働のまちづくりを進めます。住民と行政が課題を共有できるよう、積極的に正確な行政情報の提供に努め、住民が政策の形成段階から参画でき、発言できる機会を充実させていきます。

主な取り組み

① 広報の充実

- 誰もが読みやすい広報紙づくり
- 速報性の高い町ホームページの充実
- 地上デジタル放送・データ放送による地域情報の発信
- 町政情報の積極的な公開
- 各種メディアへの町情報の積極的な発信

② 広聴の充実

- 各種審議会や委員会等への参画機会の拡充および参画促進
- 町政懇談会やアンケート調査等の継続的な実施
- 政策決定過程におけるパブリックコメント²⁴やワークショップの実施

③ ともに考える機会づくり

- 行政と住民の双方向による意見交換・情報共有システムの構築
- 住民同士の交流機会広場の設置

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
町ホームページアクセス数	209,317回	250,000回	300,000回
各種行政計画に占めるパブリックコメント実施率	0%	50%	100%

【住民・地域などに期待されること】

- アンケート調査やパブリックコメントを通じた町政への参画

²⁴ パブリックコメント

自治体が行政計画などを定める際に、その案を一般に公表して広く意見を求める制度のこと。

基本方向6 共に築き上げる協働と信頼のまち

政策1 住民と行政が力を合わせるまち

(2) 気配り行政の推進

現状と課題

地方分権の推進により、地域に最も身近な基礎自治体の重要性が増しており、これまで以上に切れ目のない窓口対応や、親切で親身な相談体制が求められています。

今後、職員一人ひとりが役場の進めている施策についてさらに理解を深め、住民の立場に立った親切でわかりやすい対応に向けて意識を高めていくことが必要です。

■職員窓口対応の風景



掲載する写真は、今後変更することがあります。

基本方針

職員一人ひとりが行政の役割や進めている施策への理解を深め、住民にわかりやすく、親切で親身な窓口対応に努めます。

主な取り組み

①職員意識の向上

- 親切で親身な対応に向けた職員意識の醸成
- 行政施策の横断的な理解促進
- 職員研修を通じた人材育成の推進

②効率的で柔軟な庁内体制の整備

- 住民ニーズを受け止め、すばやく対応する庁内連携体制の整備
- 専門性を高め、活かす職員配置の推進

まちづくり指標

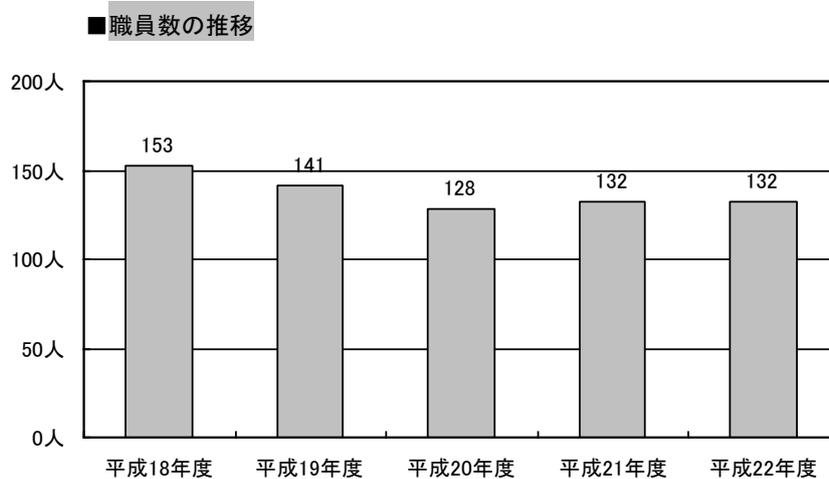
指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
職員研修参加者数の割合	32.5%	増加	増加

【住民・地域などに期待されること】

- 日頃からの町政への関心と理解

基本方向6 共に築き上げる協働と信頼のまち**政策2 広い視野を持って行財政運営に取り組むまち****(1)効果的な行政運営の推進****現状と課題**

行政に対する住民ニーズが多様化・高度化する一方、その裏付けとなる財源は限られています。今後の町政運営にあたっては、限られた財源や人材の有効活用を基本に、行政の担う役割の重点化を図ることが求められています。また、多様な行政課題に的確かつ迅速に対応できるよう、人材育成と定員の適正化、情報化の推進による業務の効率化などを継続的に進めていく必要があります。

**基本方針**

限られた行財政資源のなかで、多様な住民ニーズを的確に捉え、信頼される行政サービスを提供していくため、透明度の高い行政評価のもと、効率的な行政運営と職員一人ひとりの能力向上に努め、住民の視点に立った行政運営を進めていきます。

主な取り組み

①満足度の高い行政サービスの提供

- 住民本位の住民サービスの向上
- 住民協働による行政の役割の見直し
- 個人情報保護体制の強化

②効率的・効果的な行政運営の推進

- 情報通信技術等を活用した事務の効率化
- 公民連携・民間委託等による事務の合理化
- 地方分権や地域課題に応じた行政機構や組織の見直しと定員管理の適正化

【住民・地域などに期待されること】

- 日頃からの町政への関心と理解

基本方向6 共に築き上げる協働と信頼のまち

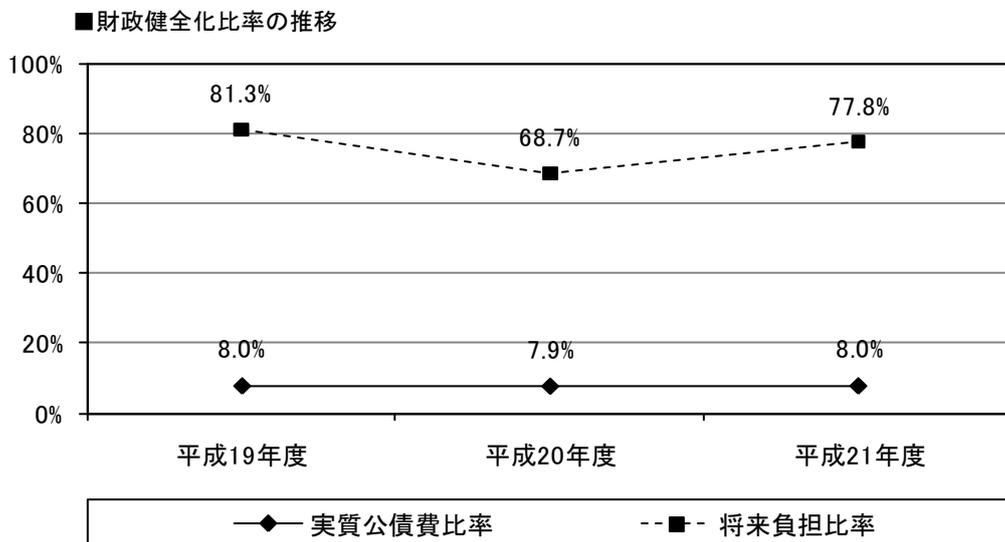
政策2 広い視野を持って行財政運営に取り組むまち

(2)健全な財政運営の推進

現状と課題

現在、国をあげての行政改革が進んでおり、厳しい歳出の抑制が行われています。しかし、少子高齢化の進行にともない、社会保障に関する経費などは増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況となることが予想されます。

このようななかで、社会情勢の変化や新たな行政課題に対応し、持続的な発展を遂げていくためには、長期的な財源確保を図るとともに、健全な財政運営を進め、安定した財政基盤をつくっていく必要があります。



基本方針

公平かつ適正な課税を進めるとともに、納税機会の拡大による住民の利便性と収納率の向上に努め、安定した財源の確保を図ります。

また、積極的な財政情報の公開を進め、住民の理解と信頼に基づく、健全な財政運営を推進します。

主な取り組み

①透明性の高い計画的な財政運営の推進

- 積極的な行財政情報の公開
- 総合計画に基づく中長期財政計画の策定

②持続可能な財政運営の推進

- 財源の重点かつ効率的な予算配分の推進
- 国・県等の制度事業の効率的・計画的な活用
- 税や保険料の適正かつ公平な徴収と受益者負担の適正化

まちづくり指標

指標名	H21年 (現状値)	H27年 (中間値)	H32年 (目標値)
実質赤字比率 ²⁵	赤字なし	赤字なし	赤字なし
連結実質赤字比率 ²⁶	赤字なし	赤字なし	赤字なし
実質公債費比率 ²⁷	8.0%	9.0%	10.0%
将来負担比率 ²⁸	77.8%	90.0%	100.0%

【住民・地域などに期待されること】

- 税・保険料などの納付

²⁵ 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

²⁶ 連結実質赤字比率

一般会計等に、国民健康保険事業特別会計等の特別会計や水道事業会計を加えた収支合計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

²⁷ 実質公債費比

一般会計等が負担する借入金の返済額やこれに準じる額の標準財政規模（町税や普通交付税などの財源の規模）に対する比率の3年平均値。その団体として、どのくらいを借金の返済に充てているかなどの割合で、この比率が高まるほど財政の弾力性が低下し、一般会計等の資金繰りの危険度を示す指標。

²⁸ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

基本方向6 共に築き上げる協働と信頼のまち**政策2 広い視野を持って行財政運営に取り組むまち****(3) 広域行政への対応****現状と課題**

情報化の進展や社会環境の変化にともない、住民の日常生活圏は広域化しており、本町でもこれに対応した、関係自治体との相互連携に努めてきました。また、白川町との災害時相互協定を結び、平時からの交流関係を築いてきました。

今後さらなる住民ニーズの多様化にともない、関係市町が相互に連携し、それぞれの役割分担を担いながら、町域を越えた質の高い行政サービスの提供を行うことが求められています。

また、国全体で検討されていく道州制²⁹などの新たな枠組みや、自治体間連携などに対しても柔軟に対応していく必要があります。



掲載する写真は、今後変更することがあります。

基本方針

周辺自治体との連携により、公共施設の相互利用や公共施設の共同設置、地域特性や住民活動を通じた多様な事業展開を進めます。

²⁹ 道州制

国内を、現在の都府県よりもより規模の大きな道および州に編成し、中央集権型国家から分権型国家への移行をめざす仕組み。

主な取り組み

①交流の活性化

- 関係市町との人事交流事業の推進
- 住民活動における交流の促進

②共同事業の推進

- 公共施設の相互利用の推進
- 住民サービスの拡充
- 福祉・保健や文化等、広域的な体制による施設の整備

【住民・地域などに期待されること】

- 町域を越えた活発な生活・経済活動
- 広域で実施する事業への参加